

大田市告示第 87 号

大田市要保護児童対策地域協議会運営要綱（平成 17 年大田市告示第 128 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

大田市長 楫野 弘 和

第 8 条第 2 項中「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に改める。

第 11 条中「健康福祉部」を削る。

別表中「

庁内会議	総務部危機管理課	
	大田市立病院地域医療連携室	
	教育委員会学校教育課	
	教育委員会社会教育課	
	総務部人権推進課	
	健康福祉部地域福祉課	
	健康福祉部健康増進課	
	温泉津支所市民生活課	
	仁摩支所市民生活課	
	健康福祉部こども政策課	
	健康福祉部こども家庭支援課	
実務者会議	島根県県央保健所	
	大田警察署	
	大田主任児童委員	
	大田市立病院医療相談員	
	教育委員会学校教育課	

	健康福祉部地域福祉課	
	大田市社会福祉協議会	
	島根県浜田児童相談所	
	健康福祉部こども政策課	
	健康福祉部こども家庭支援課	

」を「

庁内会議	危機管理課	
	大田市立病院地域医療連携室	
	教育委員会学校教育課	
	教育委員会社会教育課	
	人権推進課	
	生活福祉課	
	高齢・障がい福祉課	
	健康増進課	
	温泉津支所市民生活課	
	仁摩支所市民生活課	
	こども政策課	
	こども家庭支援課	
実務者会議	島根県県央保健所	
	大田警察署	
	大田主任児童委員	
	大田市立病院医療相談員	
	教育委員会学校教育課	
	生活福祉課	
	高齢・障がい福祉課	

	大田市社会福祉協議会	
	島根県浜田児童相談所	
	こども政策課	
	こども家庭支援課	

」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。